

事務連絡
令和8年1月15日

地域包括支援センター 様
委託先居宅介護支援事業所 様

長野県国民健康保険団体連合会
介護保険課

原案作成委託料支払業務の開始に伴う変更点について

本会の介護保険業務につきましては、平素よりご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、本会では令和8年4月サービス分（令和8年5月審査分）より一部保険者からの委託を受け、原案作成委託料支払業務を開始する予定です。

このことに伴い、地域包括支援センター並びに委託先居宅介護支援事業所において原案作成委託料に係る事務処理等に変更が生じます。

つきましては、別添のとおり変更点に関わる資料を作成しましたので、内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、別添資料にてご案内した変更点は、地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）が原案作成委託料支払業務を本会へ委託した場合に限られることを申し添えます。

また、地域包括支援センター設置主体市町村（保険者である広域連合）による本会への当該業務の委託予定の有無については該当市町村（保険者である広域連合）へご確認ください。

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課審査支払係

TEL : 026-238-1555 FAX : 026-238-1581

E-mail : kaigo@kokuhonagano.or.jp